

令和6年度

国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業

馬淵川沿岸地区大志田ダム安全性検討業務

特 別 仕 様 書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業馬淵川沿岸地区大志田ダム安全性検討業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」及び「地質・土質調査業務共通仕様書」によるほか、両共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1-2条 本業務は、国営馬淵川沿岸農業水利事業で造成された大志田ダムにおいて、揚圧力上昇に伴うダムの安全性を検討するための調査孔設置及び資料作成を行うものである。

(場 所)

第1-3条 本業務において対象とする施設の場所は、岩手県二戸郡一戸町宇別地内であり、別添位置図に示すとおりである。

(土地の立入り等)

第1-4条 作業実施のための土地の立入り等は、設計業務共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(一般事項)

第1-5条 業務請負契約書、設計業務共通仕様書及び地質・土質調査業務共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-6条 管理技術者は、設計業務共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士、農業水利施設機能総合診断士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

| 資 格 | 技術部門 | 選択科目 |
|-------------------|--------|----------------------|
| 技術士 | 総合技術監理 | 建設－鋼構造及びコンクリート |
| | | 農業－農業土木 農業－農業農村工学 |
| | 建設 | 鋼構造及びコンクリート |
| | 農業 | 農業土木 農業農村工学 |
| 博士 | 農学 | |
| | 工学 | |
| シビルコンサルティングマネージャー | 農業土木 | |

(照査技術者)

第 1-7 条 1 照査技術者は、設計業務共通仕様書第 1-7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士、農業水利施設機能総合診断士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

| 資 格 | 技術部門 | 選択科目 |
|-------------------|--------|----------------------|
| 技術士 | 総合技術監理 | 建設－鋼構造及びコンクリート |
| | | 農業－農業土木 農業－農業農村工学 |
| | 建設 | 鋼構造及びコンクリート |
| | 農業 | 農業土木 農業農村工学 |
| 博士 | 農学 | |
| | 工学 | |
| シビルコンサルティングマネージャー | 農業土木 | |

2 設計業務共通仕様書第1-7条第4項でいう、監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりとする。

- (1) 業務計画作成時
 - (2) 調査孔実施前段階
 - (3) 調査孔実施後段階
 - (4) その他、照査計画作成時において監督職員が指示した場合。
- 3 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)

第 1-8 条 担当技術者は、設計業務共通仕様書第 1-8 条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第 1-9 条 設計業務共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び設計業務共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第 1-10 条 受注者は、設計業務共通仕様書第 1-37 条に記載されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

(適用する図書)

第 2-1 条 本業務で適用する図書は次のとおりであり、他の図書を適用する場合には監督職員の承諾を得るものとする。

| 番号 | 名 称 | 監 修 | 制定(改訂)年月 |
|----|--------------------------|--------------------|--------------|
| 1 | 農業水利施設の機能保全の手引き | 農業農村整備部会 技術小委員会 | 令和 5 年 5 月 |
| 2 | 農業水利施設長寿命化のための手引き (案) | 農林水産省 農村振興局 | 平成 27 年 11 月 |
| 3 | 土地改良事業計画設計基準 設計 「ダム」 | 農林水産省 農村振興局 | 平成 15 年 4 月 |
| 4 | 農業用ダム機能診断マニュアル | 農林水産省 農村振興局 | 平成 31 年 3 月 |

(作業条件)

第 2-2 条 本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。

- (1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い手戻りのないよう留意しなければならない。
- (2) 現地調査のために施設内へ立入る日程等、詳細については監督職員と打ち合わせた後、施設管理者と調整したうえで行うものとする。

(対象施設)

第 2-3 条 本業務の対象とする大志田ダムの諸元は、次のとおりである。

| | |
|--------|--------------------------|
| 型式 | 直線重力式コンクリートダム |
| 堤高 | 63.7m |
| 堤頂長 | 165.0m |
| 総貯水容量 | 11,300,000m ³ |
| 有効貯水容量 | 8,600,000m ³ |
| 集水面積 | 75.7km ² |
| 満水面積 | 0.909km ² |
| 最大取水量 | 2.859m ³ /sec |
| 天端標高 | EL 392.7m |
| 設計洪水位 | WL 391.1m |
| 設計洪水量 | 1,170m ³ /sec |
| 常時満水位 | FWL 388.1m |
| 最低水位 | LWL 369.9m |
| 洪水吐 | 自由越流型堤趾導流タイプ |

(貸与資料)

第 2-4 条 貸与資料は次のとおりであり、その他の資料を必要とする場合は監督職員と協議するものとする。

| 貸与資料 | 数量 |
|--|----|
| 令和2年度国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業馬淵川沿岸地区大志田ダム他耐震性能照査業務成果物 | 1式 |
| 令和3年度国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業馬淵川沿岸地区大志田ダム耐震性能照査業務成果物 | 1式 |
| 令和4年度国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業馬淵川沿岸地区米沢揚水機場浮遊砂対策効果検証業務成果物 | 1式 |
| 令和5年度国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業馬淵川沿岸地区大志田ダム観測計器等検証業務成果物 | 1式 |
| 令和5年度国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業馬淵川沿岸地区大志田ダム安全性調査業務成果物 | 1式 |

(貸与資料の取扱い)

第2-5条 第2-4条に示す貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 貸与資料は原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条 本業務における作業項目及び数量は次のとおりであり、作業内容の詳細については別紙1「作業項目内訳表」、別紙2「現地調査作業一覧表」に示すとおりである。

| 作業項目 | 数量 |
|-------------------|----|
| 1. 【調査作業】 | |
| (1). 現地調査 | 1式 |
| (2). 調査孔設置 | 2本 |
| (3). 解析等調査業務 | 1式 |
| 2. 【設計作業】 | |
| (1). 準備作業 | 1式 |
| (2). 観測データ解析評価 | 1式 |
| (3). 挙動解析 | 1式 |
| (4). ダム委員会資料作成・出席 | 1式 |
| (5). 照査 | 1式 |
| (6). 点検とりまとめ | 1式 |

(作業の留意点)

第3-2条 本業務における作業の留意点は、次のとおりである。

- (1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。
- (2) 現地調査にあたっては、施設管理者と調整の上で行うものとする。
- (3) 施設の状況確認においては、できる限り施設管理者の同行により行い、必要な意見・助

言を得るものとする。

- (4) 本業務において生じた受注者の責に帰する第三者との紛争については、受注者の責任において処理しなければならない。
- (5) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (6) 第2-4条及び設計業務共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。

(業務写真における黒板情報の電子化)

第3-3条 黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。

黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

- ① 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- ② 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- ① 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- ② 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。
なお、上記①に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- ③ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に

URL (https://www.cals.jaic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html) のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、間接調査費に含まれる。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条 設計業務共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとし、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初回 作業着手の段階（業務計画書作成段階）

第2回 中間打合せ（調査孔実施前段階）

第3回 中間打合せ（調査孔実施後段階）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、打合せの内容について監督職員と相互に確認するものとする。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条 成果物を設計業務共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

成果物の電子媒体（CD-R若しくはDVD-R） 正副2部

成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

(成果物の提出先)

第5-2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

岩手県盛岡市内丸7-25 盛岡合同庁舎3階

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第6章 業務管理

(情報共有システム)

第6-1条 情報共有システムの業務について

(1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。

(2) 情報共有システムは、「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省Webサイト参照）によるものとする。

(3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

第7章 契約変更

(契約変更)

第 7-1 条 業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

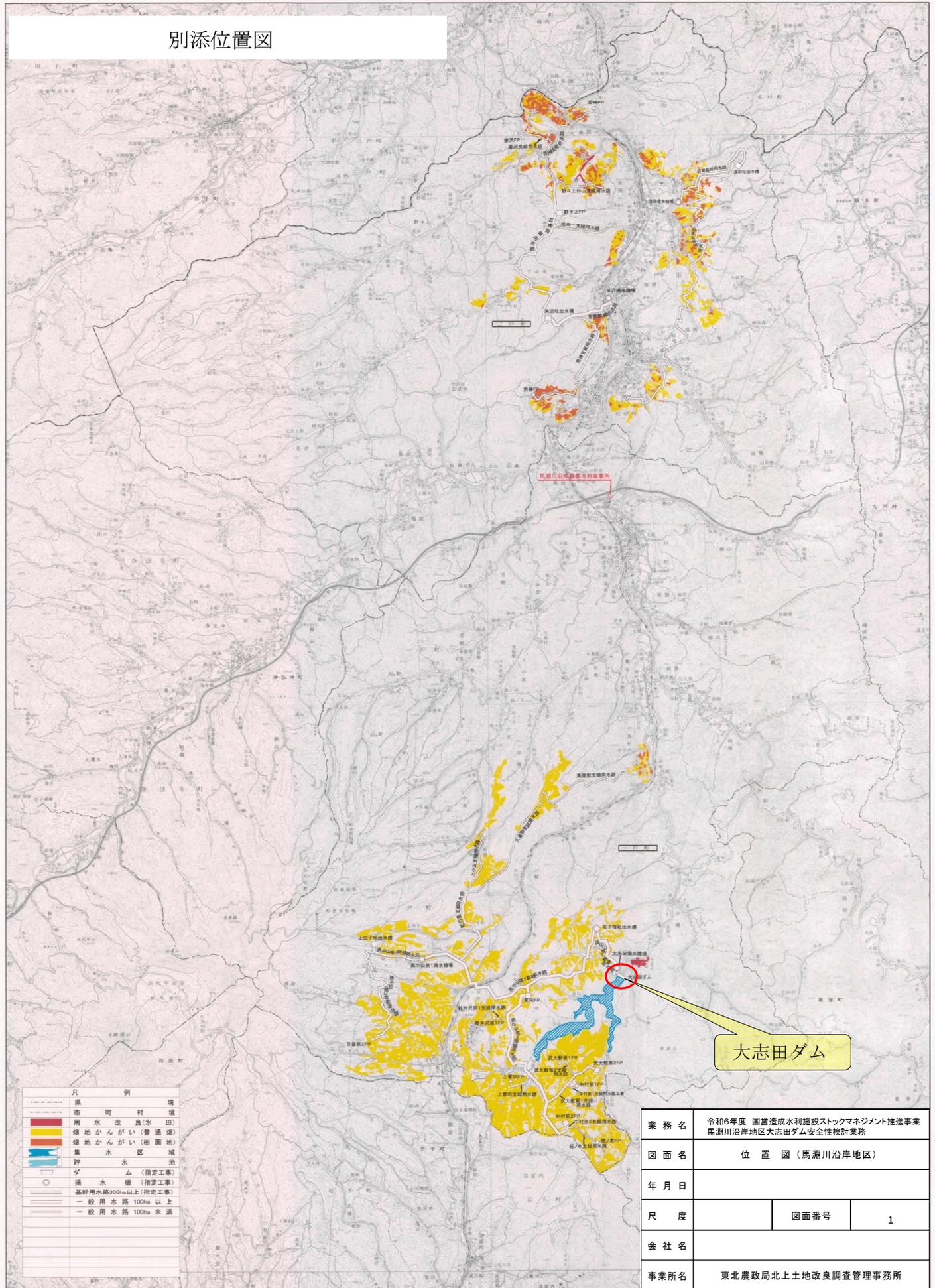
- (1) 第 2-3 条に示す「対象施設」に変更が生じた場合
- (2) 第 3-1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (3) 第 4-1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (4) 第 5-1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- (5) 履行期間の変更が生じた場合
- (6) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合
- (7) 新たに仮設工が必要となった場合
- (8) その他

第 8 章 定めなき事項

(定めなき事項)

第 8-1 条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別添位置図



| 凡 例 | |
|------------------|--------------------|
| [Red outline] | 市 町 村 境 |
| [Yellow outline] | 用水改良(水田) |
| [Orange outline] | 畑地かんがい(普通畑) |
| [Red outline] | 畑地かんがい(樹園地) |
| [Blue outline] | 集水区域 |
| [Blue area] | 貯水池 |
| [Blue area] | ダム(指定工事) |
| [Blue area] | 揚水機(指定工事) |
| [Blue area] | 基幹用水路300ha以上(指定工事) |
| [Blue area] | 一般用水路100ha以上 |
| [Blue area] | 一般用水路100ha未満 |

| | | | |
|------|---|------|---|
| 業務名 | 令和6年度 国営達成水利施設ストックマネジメント推進事業 馬淵川沿岸地区大志田ダム安全性検討業務 | | |
| 図面名 | 位置図(馬淵川沿岸地区) | | |
| 年月日 | | | |
| 尺度 | | 図面番号 | 1 |
| 会社名 | | | |
| 事業所名 | 東北農政局北上土地改良調査管理事務所 | | |

別紙1【作業項目内訳表】

| 作業項目 | 作業内容 | 作業実施欄 |
|------------------|---|-------|
| 1. 調査作業 | | |
| (1) 現地調査 | 調査孔計画 (R5 年度業務成果) に基づき現地にて、位置を確定するとともに、調査孔設置後の揚圧力低減効果の確認を行う。 | ○ |
| (2) 調査孔設置 | 1) 監査廊内コンクリート、岩盤ボーリングφ66mm、オールコア、斜孔(24°) ストレーナ管、配管及び接合部材含む。L=12.2m | ○ |
| | 2) 監査廊内コンクリート、岩盤ボーリングφ66mm、オールコア、斜孔(23°) ストレーナ管、配管及び接合部材含む。L=12.6m | ○ |
| | 3) 観測計器設置 調査孔にブルドン管式圧力計の設置。 φ66mm、SGP管接続、ブルドン管式圧力計0.5MPa | ○ |
| | 4) 運搬工 調査孔設置のためのボーリングマシン等の資機材運搬。 (3tユニック、人肩運搬) | ○ |
| | 5) 仮設工 調査孔設置のための仮設工の設置撤去 (モノレールL=80m、傾斜足場(15°~30°未満)、電源設備) | ○ |
| (3) 解析等調査業務 | 1) 既存資料の収集・現地調査(解析等調査業務費) | ○ |
| | 2) 資料とりまとめ(一般調査業務費) | ○ |
| | 3) 資料とりまとめ(解析等調査業務費) | ○ |
| | 4) 断面図等の作成(一般調査業務費) | ○ |
| | 5) 断面図等の作成(解析等調査業務費) | ○ |
| | 6) 総合解析とりまとめ(解析等調査業務費) | ○ |
| 2. 設計作業 | | |
| (1) 準備作業 | | |
| 1) 業務準備 | 調査対象施設の周辺の地形、現況、諸施設について調査し、業務計画書策定のために必要な現地調査を行う。 | ○ |
| 2) 資料の検討 | 貸与資料を把握・検討し作業計画を確立する。 | ○ |
| (2) 観測データ解析評価 | | |
| 1) 観測データ整理 | 堤体・基礎地盤に設置されている各種計測機器(新たに設置する圧力計含む)のデータ収集及び履歴図・相関図等の作成を行う。 | ○ |
| (3) 挙動解析 | 観測データの整理結果を踏まえ、揚圧力の低減、堤体の安定性の確認を行う。また、揚圧力の低減、許容値の考え方を整理し、今後の監視・管理方法を提案する。 | ○ |
| (4) ダム委員会資料作成・出席 | R5 年度業務にて整理したダム委員会資料を再整理及びダム委員会出席(1回)を行う。また、調査孔実施後の各種データおよび2(2)1)の観測データ整理結果を基にダム委員会説明資料作成を行う。ダム技術検討委員会予定(7月下旬~8月上旬予定) | ○ |
| (5) 照査 | 照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。 | ○ |
| (6) 点検とりまとめ | 成果物の点検、とりまとめ及び報告書の作成を行う。 | ○ |

別紙2【現地調査作業一覧表】

| 作業項目 | 規格 | 作業条件 | 数量 | 作業実施欄 |
|-----------|--|---------------|----|-------|
| 1. 調査作業 | | | | |
| (1) 現地調査 | 調査孔計画 (R5年度業務成果) に基づき現地に て、位置を確定するとともに、調査孔設置後の揚 圧力低減効果の確認を行う。 | | 1式 | ○ |
| (2) 調査孔設置 | 1) φ66mm、コンクリート・岩盤ボーリング、 オールコア、ストレーナ管、配管及び接合 部材含む。L=12.2m | 監査廊内 斜孔24° | 1本 | ○ |
| | 2) φ66mm、コンクリート・岩盤ボーリング、 オールコア、ストレーナ管、配管及び接合 部材含む。L=12.6m | 監査廊内 斜孔23° | 1本 | ○ |
| | 3) 観測計器設置 調査孔にブルドン管式圧力計の設置 φ66mm、SGP管接続、ブルドン管式圧力計 0.5MPa | 監査廊内 | 2本 | ○ |
| | 4) 運搬工 調査孔設置のためのボーリングマシン等の 資機材運搬 (3tユニック、人肩運搬) | | 1式 | ○ |
| | 5) 仮設工 調査孔設置のための仮設工設置撤去 (モノレールL=80m、傾斜足場 (15° ~30° 未 満)、電源設備) | 監査廊内 | 1式 | ○ |